

議案第九十六号

三朝右岸幹線管渠築造工事（六三一ニ）請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年九月二十八日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾参年九月廿八日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

一 工 事 名 三朝右岸幹線管渠築造工事（六三一三）
二 工 事 場 所 東伯郡三朝町大字大瀬及び横手
三 契約の相手方 東伯郡赤碕町大字赤碕七二七番地

株式会社 井 木 組

代表取締役 井 木 久 博

四 契 約 金 額 一五六、〇〇〇、〇〇〇円

五 契約締結の方法 指名競争入札